

提案する諸条例等の制定要旨

議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

この条例制定は、地方自治法等の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、南あわじ市監査委員条例、南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例及び南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において引用する同法の条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第20号 南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、さらなる組織の新陳代謝及び次代を担う職員の育成を図るため、管理職を対象とした管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）について、副課長、係長等を管理職に準ずる職として加える改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第21号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、育児休業を取得している会計年度任用職員に対する勤勉手当について、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第22号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消防団員の処遇改善に向けた消防団の部長に係る報酬の引き上げ、住生活基本計画策定委員会の設置に伴うものその他審議会等における委員報酬の権衡を図るため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第23号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、豊富な知識及び経験並びに組織運営に係る知見を活かし、指導及び助言を担う職務として、行政職給料表の4級に参事の職務を加える

改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第24号 南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、物価高騰に伴い宿泊料が上昇傾向にある状況に鑑み、公務のため旅行する職員等に支給する宿泊料の上限額を引き上げる改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第25号 南あわじ市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和6年度行政組織改編に伴い、関係条例の条文中に規定される組織名の改正その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第26号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、会計年度任用職員に対して支給する期末手当を一般職に準じた取扱いとし、また、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日外と定めています。

議案第27号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二が廃止されるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する施行の日からと定めています。

議案第28号 ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、ふるさと南あわじ応援寄附金の用途を見直し、本市の

政策の柱である「五つの行動」に基づいた主要事業等を明記し寄附者の意向を更に反映できるよう所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第29号 南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消防団員の処遇の改善を図る観点から、消防団員に支給する手当のうち危険を伴う火災の消火活動、地震、津波、風水害等に係る出動手当について1回当たりの支給額を上げるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第30号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）により、最近における社会経済情勢に鑑み、補償基礎額が引上げられたことを踏まえ、政令の定める基準に従い、損害補償の補償基礎額の改定その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第31号 南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域福祉計画を策定した委員が計画の進捗状況又は見直し等に委員として関与することができるよう、委員の任期の終期について所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第32号 南あわじ市出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、出産祝金の額について、出生児1子につき一律10万円を支給するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第33号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画【第9期】に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る保険料等の改定その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第34号 南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正されたことにより、本条例において引用する同令の条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第35号 南あわじ市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）により、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）が改正され、法律の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されること、及び新たに創設される漁港施設等活用事業にかかる占用料の徴収に関する規定の追加に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第36号 南あわじ市海釣り公園条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市丸山海釣り公園を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第37号 南あわじ市生産物直売所条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）による漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）の改正により、地域水産業の振興を目的とした民間事業者による漁港施設の利用が可能となることに伴い、水産業の発展及び周辺地域の活性化を図ることを目的として民間事業者へ移譲又は売却を行うことができるよう、本条例を制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第38号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が公布され、保護命令制度

が拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第39号 南あわじ市公園条例及び南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市公園条例に規定する公園のうち都市計画区域内にある公園を南あわじ市都市公園条例に規定することを目的として改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第40号 南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例制定について

この条例制定は、南あわじ市住生活基本計画の策定に当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させ、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第41号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

この規約の一部改正は、組合の構成団体である「丹波少年自然の家事務組合」の解散に伴い構成団体数が減少することに併せて、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を改めるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を令和6年4月1日と定めています。

